

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江戸川区松江四丁目 24 番 10 号

氏 名 株式会社春江
代表取締役 板橋 正幸

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 6 月 28 日

許可の有効年月日 令和 8 年 6 月 27 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 12 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、
動植物性残さ（容器入りのものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 12 種類）

2 積替え保管施設

（施設詳細は裏面のとおり）

(1) 施設所在地：東京都江戸川区松江四丁目 24 番 10 号

(2) 施設所在地：東京都江東区新木場四丁目 3 番 10 号

(3) 施設所在地：東京都江東区新木場二丁目 8 番 7 号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 6 月 28 日 新規許可

令和 3 年 6 月 28 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

（裏面あり）



(裏面)

許可番号

第13-10-000138号

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地: 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

面積: 5,357m²

最大保管高さ: 1.84m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ドラム缶8本 : 1.6m ³	紙くず	メッシュパレット1個 : 0.819m ³
汚泥	ドラム缶8本 : 1.6m ³	木くず	コンテナ1個 : 10.2m ³
廃油	ドラム缶4本 : 0.8m ³	動植物性残さ(容器入り)	コンテナ1個 : 0.7m ³
廃酸	ドラム缶2本 : 0.4m ³	金属くず	コンテナ1個 : 10.2m ³
廃アルカリ	ドラム缶2本 : 0.4m ³	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 10.2m ³
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 10.2m ³		
		保管量合計	: 47.1m ³

(2) 施設所在地: 東京都江東区新木場四丁目3番10号

面積: 3,235m²

最大保管高さ: 1.84m

産業廃棄物の種類	保管量
木くず	コンテナ1個 : 10.2m ³
金属くず	コンテナ1個 : 10.2m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 10.2m ³
	保管量合計 : 30.6m ³

(3) 施設所在地: 東京都江東区新木場二丁目8番7号

面積: 11,751m²

最大保管高さ: 2.50m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ドラム缶1本 : 0.2m ³	汚泥、金属くず(水銀電池及び空気亜鉛電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶4個 : 0.08m ³
汚泥	ドラム缶1本 : 0.2m ³		
廃油	ドラム缶1本 : 0.2m ³		
廃酸	ドラム缶1本 : 0.2m ³	汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に限る。)	ペール缶10個 : 0.2m ³
廃アルカリ	ドラム缶1本 : 0.2m ³		
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 0.7m ³ 直置き : 4.0m ³	廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリーに限る。)	コンテナ2個 : 1.1m ³
紙くず	コンテナ1個 : 0.7m ³		
木くず	コンテナ2個 : 20.4m ³	廃プラスチック類、金属くず(廃ライターに限る。)	コンテナ10個 : 0.27m ³
動植物性残さ(容器入り)	コンテナ8個 : 5.6m ³		
金属くず	コンテナ1個 : 10.2m ³	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶3本 : 1.10m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	41コンテナ1個 : 8.1m ³ 21コンテナ4個 : 14.4m ³	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀体温計、水銀式血圧計に限る。)	ペール缶4個 : 0.08m ³
がれき類	コンテナ1個 : 8.1m ³		
燃え殻、廃プラスチック類(廃トナー、カートリッジに限る。)	段ボール3個 : 3.0m ³	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)	直置き : 43.5m ³
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(廃ペンキ、廃ボンドに限る。)	コンテナ30個 : 4.8m ³		
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(容器入りに限る。)	コンテナ24個 : 3.84m ³	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律対象物に限る。)	コンテナ10個 : 0.27m ³
汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず(廃スプレー缶に限る。)	コンテナ8個 : 1.28m ³		
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(廃消火器に限る。)	コンテナ1個 : 0.9m ³		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(混合廃棄物)	コンテナ2個 : 20.4m ³		
		保管量合計	: 154.0m ³

(以下余白)